

第8回流山市子ども・子育て会議 会議録

日時

平成26年8月28日（金）午後3時00分～午後5時00分

場所

流山市役所 第2庁舎3階305会議室

出席委員

柏女会長、田中副会長、水落委員、古宿委員、岡本委員、櫻庭委員、小川委員、竹内委員、鈴木委員、相馬委員、仲宗根委員、吉川委員

欠席委員

1人

事務局

子ども家庭部 宮島部長、石井課長

子ども家庭課子ども政策室 熊井室長、中山主事、橋爪主事

関係課

学校教育課 宮田係長

傍聴者

2人

議題

- (1) 人口推計について
- (2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策について
- (3) 学童クラブの量の見込み及び確保方策について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び確保方策について

資料

配布資料一覧

- 資料1 第8回流山市子ども・子育て会議次第
資料2 地区別人口推計（0～11歳）
資料3-1 教育・保育施設必要量
資料3-2 教育・保育施設の特性

- 資料 3-3 教育・保育確保必要数
- 資料 4-1 学童クラブの必要量
- 資料 4-2 学童クラブの特性
- 資料 4-3 学童クラブ確保必要数
- 資料 5 地域子ども・子育て支援事業確保必要数
- 参考資料 1 推計プロセス
- 参考資料 2 数値の見方

議事録（概要）

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 8 回になります子ども・子育て会議を開催したいと思います。では、会議の前に先立ちまして、部長より一言挨拶申し上げます。

（事務局）

皆さん、こんにちは。今回は資料の事前配付が遅れまして申し訳ございません。遅ればせながら、児童数の推計が整いまして、それに基づく数値を示すことができたということでもあります。今後はこの数字を第 1 次案として今日ご説明をさせていただいた後に、これを母体としながら、今度は計画の実務編として、第 2 次案として編成していきたいと思っております。この中には、皆さま方が事前に議論していただいた基本となる考え方とか、そういうものを融和させていただき、さらには今、流山市が実行している事業、あるいは今後実行していく事業、こういうものと基本方針を結び付けて計画を一本化していくという作業を考えています。

従いまして、この次の子ども・子育て会議にあつて、今回ご説明する資料をさらに前進させて、計画書の形態に近づけたものでお示しできればと考えております。

今日の議題は、その基礎となります数字についてご説明をさせていただきます。そして、流山市の特性としましては、もう見ていただいております。非常に今、子どもの人口が増えております。このような形の中でこの計画の策定にチャレンジしていくところは、全国でもまれな団体だと思っております。例えば東京都の豊洲を抱える江東区とか、あるいは勝どきを抱える中央区、そういうところが顕著にこの時期に数が増えています。従いまして、この計画の策定にも苦慮しているところではないかと思っております。

一つ言えるのは、いずれにしても流山市の未来を支えていただくお子さん方が増えているという明るい展望でございます。この声に何とか応えるべく、皆さ

ま方のお力を借りて、流山市の個性のある、個性のあるというのは、量的なボリュームをきちんと整理して現実に変えていきたい、そういう希望も持った計画としていければと思っております。

今後、限られた時間でございますが、忌憚のないご意見を寄せていただき、この制度をもう少し上げていければと思っておりますので、よろしくご審議賜りたいと思います。よろしく願いたします。

(事務局)

それでは、本日の会議につきましては、委員13名中12名の出席となっておりますので、本会議が成立していることを申し上げます。

本日の会議は、お配りした資料1、第8回流山市子ども・子育て会議次第に基づきまして、進めさせていただきます。

本日は、教育・保育検討区域の4地区ごとの人口推計に基づきまして、1つ目が教育・保育の施設、2つ目が、今後の事業を含め事業をいかに確保するかです。3つ目が、地域子ども・子育て支援事業、それぞれ量の今後の必要数について審議を行う予定となっております。

なお、本日の議題に係る資料のうち、人口推計を除く資料は、第1次案としてお示ししました。数字等に関しましては、本日の会議において、委員の皆さまからのご意見とか、庁内内部における子細調整により修正する必要もあるかと思っておりますので、そのため、これを再度調整して次回の会議におきまして、事業計画書に記載する形態に整える予定であります。

《資料確認》

では、本日の議題に入りたいと思います。ここからは議事に移りますので、柏女会長、よろしく願いたします。

(柏女会長)

それでは、皆さん、あらためましてこんにちは。夏はいかがでしたでしょうか。事務局はきっと暑い夏を過ごされたのではないかと想像いたします。

国のほうでも、放課後児童クラブの放課後児童支援員という職員の研修のカリキュラムの検討が行われ、また、子育て支援員という方々の養成のための研修の検討も始まり、慌ただしくこの新制度の施行に向けて動いています。

そんな中で、流山市でもこれまで議論してきたことは、一応今日でいわば一段落をして、そして次回、これまででご検討いただいたものを一つの計画の素案として繋いで、次回は用意をしていただけるということになります。

そういう意味では、今日は特に一番大事な、量の見込みとその確保方策についての議論になりますので、市民委員の公募委員のお立場の方、それから、事業者

を代表する委員の方、今日はいらっしゃっておられますので、ぜひ忌憚のないご意見をそれこそ出していただいで、ここは第1次案ですので、ここでいろいろな議論を踏まえて、次回のときには具体的な数字も入れた第2次案が素案の形で出ますので、ぜひ皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、今日は4つのテーマがありますけれども、まずは人口推計について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

《人口推計について説明》

(柏女会長)

ありがとうございました。

以後、量の見込み・確保方策については、この人口推計を使って計算をしているということですので、これが前提になります。

前提条件として、北部地区と東部地区はこれまでの人口推計、それをそのまま使って大丈夫だろうと考えられています。でも、中部地区と南部地区については、人口推計と現実的に26年度までのものを見ても、特に中部地区はかなりの乖離が出ているので、今後、それに加えてマンションができたり、戸建てができることが予定されているので、どんどん増えていこうということ、こういう見込を立てて、そちらを使いたいということです。南部地区は今のところはそんなに現実と推計とは差がないけれども、今後、マンションや戸建てが増える計画があるので、そこに子育て家庭の方が来られる割合などを現状から見て考えると、これぐらい増えるのではないかとということです。

これについては何かご質問あるいはご意見等ありますでしょうか。まさに南部地区、中部地区にお住まいの方もいらっしゃると思いますけれども、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、これも一定のご苦勞をされた上で推計をしてくださったのだらうと思います。根拠も詳しくお聞きすれば切りがないところだと思いますので、このような推計をしていただいで、それに基づいて量の見込みをそれぞれ考えていただくという形になりますので、これについては一応了承ということによろしいでしょうか。

～「はい」の声あり～

(柏女会長)

ありがとうございました。それでは、これを了承していただいた上で、その次の

必要量の算出についてのところへ移っていきたいと思います。今回は、他市に比べて量の見込みのところ少し遅れていたもので、量の見込みと確保方策について、一緒に出していただくということにしてやります。そういう意味では、量の見込みが出て、それをどのように確保していくのか、つまり認定こども園で確保するのか、あるいは保育所を増やすことで確保するのか、それぞれ案が上がっておりますので、これについてはまた、今日は事業者の代表の方もいらっしゃいますので、ご意見を頂戴できればと思います。

それでは、教育・保育の量の見込みと確保方策について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

《教育・保育の量の見込み及び確保方策について説明》

00:15:26~00:37:56

(柏女会長)

ありがとうございます。

細かかったかもしれませんが、今、4地区ごとの量の見込みの推計とその確保方策について、第1次案ということでご説明いただきましたけれども、ご意見もう出していただいて結構ですので、ご質問あるいはご意見があったら出していただきたいと思います。では、お願いいたします。

(小川委員)

まず、東部地区のところ28年度、認定こども園というもので代用するということが書いてあります。ただし、中部地区と南部地区においては保育園を新設整備していくということが書かれていますけれども、国のほうとしては、保育園をこれから建てる形を考えているのか、それとも、これから国は認定こども園を増やしていこうというときに、流山は保育園でいいのだろうかと思うのですが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っています。

(柏女会長)

大事なご質問だと思います。いかがでしょうか。私もそれはそう思ったのですが、でも、では、お願いします。

(事務局)

もったもな意見だと思っております。この認定こども園の流山市における制度、あるいは流山市以外にも共通して考えられることなのですが、既存の施設か

ら幼保連携型、もしくはそれぞれのタイプの認定こども園へ移行するというタイプと、新設型になるわけです。

前者の場合、特に私立幼稚園等が現状の施設の特性といたしまして、その地域だけではなく、市域全体、さらには近隣のお子さまも入園させていただいて定員が埋まっていく環境です。従いまして、この環境がどこまで継続するかというのは、経営的な視点で見ていくと非常にいろいろ憂慮する部分もあるのですが、現状ですぐ認定こども園への移行を考える時期かということ、まだそこまでの結論には至っていないという環境でございます。

私立保育所等につきましても、待機児童がまだまだ発生しているという環境の中で、既存のシステムの施設の事業者に対しては意向調査を行っているのですが、現段階では認定こども園の移行は当面考えていない、こういう環境にあります。

そこで、次の手段である新設でございます。新設につきましては、認定こども園、幼保連携型というものを中心に考えていきたいと思っておりますけれども、幼保連携型には株式会社等の参入はできません。そこで、既に何件かは問い合わせがあるのですが、社会福祉法人あるいは学校法人等、こういうところから幼保連携型認定こども園を創設したい、整備したいという申し出がございます。

今回、この計画の第1次案として掲げさせていただいているのは、ご相談があった単位で想定しております。すなわち、中部地区に1つ、150名の保育所機能、150名の幼稚園機能、こういう形のものを27年度に整備するという方向で結ばれています。また、東部地区には今の段階でははっきりしたご相談はまだないので、90名、90名、90掛ける2ということですね。そういう形で幼保連携型を28年度に整備を考えております。こういう意向で今、結果的に載せております。

そこで、昨年、ワークショップをやったときに、想定をしていただきたいのは、東部地区に参加された方が限られてしまったのですが、東部地区というのは非常にエリア的にはなかなか難しいエリアなのです。と申しますのは、JRと国道6号線をまたいで向こう側、柏寄りのエリアが向小金地区と呼んでいるのですが、こちらの子ども・子育て支援サービスと、それから、手前側の松ヶ丘方面、ここに大きく2分されてしまうわけですが、そちらの現状のサービス量の均衡が少しとれていないというご要望もございました。

そこで、今、現在、東部地区の中で、今回細かくお示しできなかったのですが、人口が増えつつあるエリアは向小金の方面なのです。このエリアが増えた場合に、6号線を渡って松ヶ丘のほうまで通ってくださいというのは、なかなか子育て世帯にとっては難しいというわけです。

そこで、このエリアには幼稚園機能が90名、保育所機能が90名、こういう新たな幼保連携型の認定こども園をつくる必要があるかなど、このように判断しております。

ただし、これはあくまでも計画でございまして、この状況等が変化していけば、中部同様、定員数をかなり増やさなければいけないかもしれません。幼稚園の状況、これは岡本委員の前ですとなかなか言いづらいものもあるのですが、実はこの幼稚園ニーズというのはほとんど柏市の幼稚園に行っているのです。ですから、市内の幼稚園の定員というのは、黒川幼稚園と、八木幼稚園、これは八木地区ですからかなり中部寄りになります。この2ヶ所で定員を確保しているという環境なのです。ですから、ほとんどの幼稚園のニーズは隣接する柏市のほうに向かっているという環境がございまして。

そういう環境をどう調整をしていくかという、広域的な調整を行政サイドがやるのですが、柏市あるいは松戸市と今後協議を重ねて、施設の事業者の皆さまと協議しながら、将来的な、それも近い将来に向けての、例えば認定こども園への移行とか、各市の受け入れ状況の相互の情報交換、こういうものに努めながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

従いまして、認定こども園は非常にわれわれにとって重要なサービス体系だと思っておりますが、現状におきます事業者の皆さんの意向、そして今後の展望、この両方を今回の計画には反映させなければいけません。従いまして、今現在の段階では、事業者の意向を大きく尊重して計画は構成しています。

恐らく、予断でございまして、この計画が2年後には全国的に大きな見直しを求められることになっております。その段階で、仮に事業者の皆さまといろいろな意見交換をする中で、認定こども園への移行等が提案されるような、計画は修正していきたい、このように考えておりますので、決して流山市は認定こども園を不必要と考えているということではないと、このようにご理解いただければと思います。以上でございまして。

(柏女会長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(小川委員)

はい。

(柏女会長)

現実に現在の事業者のご要望、ご意向と、それから新しく参入してこられるご予約のある方々の意向、事業主体、それらを踏まえて确实なところで今、挙げら

れるものは挙げていただくという形になっております。

他はよろしいでしょうか。ちなみに国の動向は、国としてはもちろん幼保一体化といいたいでしょうか、幼保連携型認定こども園に将来的には収束していくという姿を描いているわけですがけれども、私の知る得る限りで言えば、いろんな自治体が今この議論をしておりますけれども、多いところでは2年目ぐらいまでに、つまり27年度に始まりますが、そこではまず難しいとしても、2年目ぐらいまでに移行をするというのでは、例えば9割ぐらいが認定こども園に移るという自治体もあります。

それから、流山市もそうかもしれませんけれども、動きが全部に近いという自治体もあります。それから、半分ぐらいが2年後までには移るという自治体もあります。全国的にはかなり幅があって、もうほとんど全部移ってしまうということもあれば、全く移らないということもあれば、半分ぐらいが2年後ぐらいまでに移るという状況で、本当にその地域の実情の中で、それぞれ事業者が判断されているということになっていると思います。

客観的な状況を申し上げました。他はいかがでしょう。

例えば東部地区は1号認定の子どもは今531名ですがけれども、ニーズ量としては、5年後には440と、約100名減るという意味ですよね。これはこのうちの多くの方が、どのぐらいの割合か知りませんが、柏市内の幼稚園に通っていて、そして、残りの方はこの地区にある2園の幼稚園に通っていらっしゃる方が多いということです。

つまり、ニーズ量が100近くも減るところに幼稚園が90人分できて、言ってみればかなり過当競争地区になることが想定されるわけですがけれども、そうすると、その場合に県のほうで、例えば1号認定の90名枠は、幼稚園の過当競争、供給過剰になるので、認めないという話も出てくる可能性もあるとは思いますが、そこは想定されていて、今後考えるということですね。

(事務局：宮島部長)

今、会長がおっしゃっていただいたようなことを実は想定しております。流山市には、私立幼稚園協会がございまして、私ども行政と幼稚園協会が来年度以降の展望をしているわけです。その中でも子どもの数と経営体系の維持という関係では、非常に微妙な時期にあると考えております。将来に向けては当然認定こども園も考えていくべき時期だと思います。そのような中で今回、私どもの児童推計数が出てまいりますと、事業者サイドは余計にそういう考え方の緊急性が出てくるかなと思っていた次第です。

ですから、この会議が最初にこの数値を公表した席でございますから、今後、これが挙げた段階で、既存の事業主体である、まず幼稚園と保育所にはご説明

をする必要があると考えております。そこで、来年度以降のまた意向調査が各事業所に対してございます。その段階で、今、会長が説明していただいたように、仮に事業者の皆さんがいろいろ考えていただければ、幼稚園の5割のところから手が挙がるといったことが想定される範囲なのかなとは思っております。ただ、スタートラインではなかなかそれはまだ描けないということなのです。

認定こども園は先ほどの特に松ヶ丘、向小金地区と言ったのですけれども、東部地区という考え方がありますから、これにつきましては当然過当競争が生ずる可能性はあると思っております。

従いまして、まだ具体的にどこに、いつ、つくりたいという事業者の申し出はない形です。ただし、必要性としてはここにはあるのかなということで、位置づけをさせていただいております。

そのようなことから、計画上、位置づけをしていっても、ここに確実にできるとはなかなか明言は難しいという関係がございます。

(柏女会長)

分かりました。ありがとうございます。

岡本委員、よろしいでしょうか。

(岡本委員)

この表の見方が難しく、頭の中でイメージがなかなか湧かないのですが、例えば東部地区において、予想としてそういうことがあり得るということですが、先ほど言われた広域的調整というのは、もしそういうことになると、柏市と松戸市と流山市、この3市で何か調整というのはどういうふうにするのですか。

(事務局)

具体的には、これは今、会長がおっしゃっているとおり、幼稚園は言ってみればエリアとか学区があるわけではないのです。過当競争になってしまう可能性は確かにございます。そういう流れの中で、それぞれの市が今後の児童数の見込みとニーズ量を、今、非常に細かい分析論もしているところです。ですから、まずその分析論をぶつけ合って、あるいは定員数を、それと総合的な定員数を勘案するとか、そういうことによって、現実論として、幼稚園の定員が何年度から総合的・広域的には減っていくでしょう、埋まらない可能性があります、こういう前提の中で事業者にご説明をするということが調整だと思えます。

ですから、強制的に認定こども園に移行していただきたいというのは、行政からはなかなか申しづらい部分ですけれども、情報提供として、子どもの数がこういう減少傾向にあります。今までは他市のお子さまも入れて定員を満たしている環

境にあったものが、数年後にはそれも難しい環境も想定しなければならないだろうと思います。その際には、保育ニーズも比較していただいて、認定こども園への移行や、あるいは一定の縮小をした上での施設給付型への移行、そういうものを講じていく必要性があります。

まず情報交換をするために広域的な資料を調整するのが行政の役割だと思います。それを事業者の皆さんに提供して、今度は所属しているそれぞれの柏市、あるいは流山市がそれぞれの協会等と情報提供しながら、考え方を相互にまとめ上げていくのだらうと思います。

(岡本委員)

この場合は例えば柏市とか松戸市の、流山に隣接しているような地域の情報は、またこちらにも来るわけですか。

(事務局)

そのようにするのが調整だと思っています。ただ、なかなか初めてのことで。

(岡本委員)

そうですね。

(事務局)

ええ。行政が考えているものと、事業者の皆さんの考え方が必ずマッチングするというのは、少し時間がかかるかなという気もします。

(岡本委員)

あと、私なんか考えるのは、それぞれの行政が調整をうまくできるのかというのもあるのです。

(事務局)

表面上の調整にはどうしてもなります。これは机上の計算ですので、いろんな角度で細かい分析論は入れているつもりなのですが、計画でございますので、このまま推移するかというと、先ほどの中部地区の人口推計のように、必ず乖離する原因というのはまだ消化し切れていません。そういう中での調整でございますので、それはやはり事業者の皆さんに提供する限りは、可能な限り正確なものを検討したいと思っておりますけれども、あくまでも選択をする参考資料という状況だということは、ご理解いただきます。それをご説明するのが行政本来の

役割だと思えます。

(岡本委員)

ですから、1つの情報ごとに、例えば東部地区の例ですけれども、こういった形でもし認定こども園ができた場合に、そのときはいいと思うのですけれども、何年か後に子どもが減ってきたときに、いやいや言いながらつくったものをなくすというのは今度逆にすごく難しいことなので、その辺がどうなのかなと思うところなのです。

(事務局)

そうですね。その辺も総合的に判断します。会長がおっしゃったように認可権者は都道府県でありますので、都道府県は、幼稚園の場合にはかなり厳しい認可条件になっております。ですから、今、言われているのは、東部地区が抱えている課題を消化するためという提案ではあると思っております。ただ、それを現実論に置き換えた場合には、まだ消化しなければいけない課題というのは残っているかと思えます。

(柏女会長)

これはあくまでも今の幼稚園が幼保連携型認定こども園のほうにあまり移らない、保育所も移らないということを前提に、事業者の大体の意向を踏まえた上での計画になりますので、これをご覧いただいて事業者のほうで、例えば幼稚園が数園、東部地区にあったとして、この90名分ができてきたり、保育所で90名分あるということは、2号認定、3号認定の子どもも90名分できるということです。そうすると、ここにある2号認定、3号認定の子どもが30名分増えますけれども、全部新しい園がこのニーズを全部吸収してしまうという話に計算上なりますから、そうすると、東部地区にある幼稚園が数年後に幼保連携型認定こども園に移って、0・1・2歳児を受けようとしても認可されないという話になるわけです。

ということで、しかも定員が減っていくということを前提にしてこういうペーパーが出てくるので、これを基に幼稚園のほうでこの地区はこうなりますということで、1つの例として挙げてくださっているわけです。これでいくわけではないので。それを踏まえて各幼稚園が、だったらうちのほうで0・1・2歳児を例えば30名分受ける幼保連携型認定こども園に移る、というご決断をされることもあり得るわけです。

そういう議論の素材になっています。ですので、今日これが公表されるということは、とても大事なことですので、それぞれの事業者がどう自分たちのその先

をどうするのか、それを議論するための素材にさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(小川委員)

1つ分からないところがあるのですが、今、3歳児から6歳児までのところというのは、そんなにいっぱいではないということですか。

(柏女会長)

どこですか。

(小川委員)

幼稚園にしても保育園にしても定員オーバーという形ではないのですか。

(事務局)

定員は全部埋まっています。

ですから、そのエリアによりまして子どもの人口の動態が変わってきます。

(小川委員)

東部に認定こども園に幼稚園が90人増えて、保育所が90人増えた場合に、そのところでやはり子どもの数が減ってきたら、こちらはいっぱいになって幼稚園のほうに空きができてしまうかもしれないというお話でしたね。

(事務局)

そうです。

(小川委員)

なぜ認定こども園を立ち上げるのかというよりも、結局0歳から3歳の部分が足りなくなってくるという流山のこの先の現状が出てくるということを考えたときに、幼稚園と連携した小規模保育や家庭保育など、そういうものを立ち上げていくという方向はあまり考えていないということですか。

(事務局)

それは前段で申し上げたとおり、ここの中では今、方針という形で整備の形を載せているということです。ですから、手法としては、今、小川委員が言ったような手法もあり得るのです。ただ、その前提条件として申し上げたのが、前のほうから説明をさせていただいたのが、幼稚園に限っては預かり保育の充実、ある

いは認定こども園への移行も考えていくべきだということで、文言で説明をさせていただいています。

というのは、事業者の皆さんの意向がまだ確認がとれていません。会長が整理していただいたとおり、既存の施設がそういう意向を示していけるのかということであれば、認定こども園型で全部そのニーズが吸収できるかもしれません。あるいは小規模保育所を設置して、その連携施設として幼稚園が手を挙げていただければ、それでも十分対応できるのかもしれません。でも、それが現状維持のままですと、こういう施設の整備が必要ではないかという計画上の考え方なのです。

(小川委員)

箱物をいっぱい建ててしまっただけでは後々大変なのかなと思いました。では、稚園のほうにアクセスするとか、保育園のほうに、認定型に少しずつ。

(事務局)

まずこれは第1ステップであって、国の考え方も2年後には見直しをしようと言っているのは、この計画と現状の動向がどのくらい2年間で乖離が生まれてくるか、あるいは方向性が変わってくるか、こういうことを大きく示唆していると思います。ですから、スタートラインはこういう考え方も、2年間で、幼稚園あるいは保育園が現状の形から認定こども園に移行する、そうなるとこの整備計画自体が大きく様変わりをしてくるのかなと考えております。

(小川委員)

ありがとうございます。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。このとおりにいくということでは全くないわけですが、大事な一つの推計というか、確保方策の案という形になりますので、公表されていけば影響はかなり大きいと思います。

よろしいでしょうか。

(田中副会長)

すみません。私、1つだけ分からないのですけれども、2年後どうなるか分からないという話は分かるのですけれども、木地区のマンションが来年の11月に入居になるのですよね。それで、その人たちが入れる幼稚園があるのかなと

というのが、私の中で一つ疑問があります。保育園は頑張って建てているので、ひよっとしたら足りるのかも分かりませんが、一方で幼稚園に入りたいという人もいると思うので、その近隣と言えば、やはり南流山幼稚園と、あとは市外、平和台は少し離れていますね。あとは多少幼稚園とかに行っている人たちもいるとは思いますが、大丈夫なのかなという漠然とした思いがあります。

(事務局)

私が説明するよりも岡本委員が説明したほうがいいのかもかもしれませんが、これは実は事業者サイドの中でも非常に大きな課題だと思っています。会長がおっしゃって整理をしていただいたとおりの課題とは全く逆行するわけです。ですから、幼稚園のニーズも高まっているエリアなのかなと思われれます。

そうした場合に、仮に当該エリアの幼稚園が認定こども園を選択した場合には、当然幼稚園の受入数が足りなくなっていくという懸念もあるのです。

ただ、実はもともと南部地区自体にはかなり幼稚園が集中しているという言い方はあれなのですが、一番多いエリアでございますので、そういうところを今、定員数をフルに活用して、市内のお子さんを優先していただくという前提で考えています。それで足りるかどうかというのはなかなか難しい環境で、保育所が足りなかったという事例を考えますと、幼稚園にもその現象は起こりつつあるのかなと思います。

ただ、ここで今、一気に解決策はというと、それはこれまでの机上の傾向、おたかのエリアの傾向、こういうものを踏まえて、新しい地区の開発、人口に対するニーズ、これを勘案していく必要があります。おたかの場合は前段の説明のとおり、保育所の需要のほうが若干、幼稚園よりも勢いがあります。上回っているわけではないです。幼稚園の需要のほうが多いですけども、他の地域から比べるとその比率はかなり接近しています。南流山のエリアの開発が進んでいくと、恐らくそういう前提が出てくるのかなと思っています。

そういう世界が今、流山の選択肢かなと思っています。こういう前提の中で計画も少し保育の需要を当てていくという想定なのです。ですから、2年後と言って、すぐそういった辺りに対応できるのかというと、なかなか即答はできません。できませんが、何とかの事業所の協力を仰ぎながら、入れないお子さんが一人でも少なくなるように、これは考えていかなければいけないと思っています。

(田中副会長)

市外も選べるからですね。

(事務局)

なかなか難しいです。

(岡本委員)

南流山地区は、恐らく園数にすると多分20園ぐらいの幼稚園のバスが来ているのです。

(田中副会長)

そんなに来ていますか。

(岡本委員)

松戸、柏、三郷。ですから、そういうことを考えると、それで足りてしまいません。

(田中副会長)

では、何とかなるという感じですか。

(岡本委員)

あとは市内、今、県のほうが認可してくれる定員というのは、1園当たり総定員で400名なのです。ですから、もちろん土地の広さもあるのですけれども、そういうことを考えれば、もし可能な幼稚園に定員増をお願いしてやってもらうというのも一つの方法なのです。

(事務局)

この間、会長との打ち合わせの中で、仮に幼保連携型認定こども園に移行した場合であっても、幼稚園だけの機能で運営することも可能だろうと思います。ですから、何年か先には、保育所機能に移行するような前提で、制度などは今、岡本委員に言っていただいた増員をするのであれば、そういう考え方を前提にした制度というものを想定はできるということはありません。

それは、われわれのほうでも研究して情報提供はさせていただきたいと思っております。

(柏女会長)

南部地区は分かります。1号認定子どもの定員の数が1,300人になると、現員が31年度で847減るという想定ですから、新しく流入してきた人を入れていくということで、それはよく分かるのです。中部地区なのですけれども、中部地区の1号認定子どもの定員は、そもそも31年度に350しかなくて、か

つ、ニーズ量の推計が876で、とても足りないわけです。そのときに、施設整備の方針として確保方策で、認定こども園1ヶ所ありますけれども、保育所で整備をするというのがどうも解せなくて、それはどうしてですか。これは認定こども園で整備をするというふうにはしないのですか。

(事務局)

基本的に、前段で何度も言うように、同じことの繰り返しになって恐縮ですが、今の環境の中で、実は幼稚園のニーズもこのエリアには定員数200名の幼稚園しか現状ではないのです。これはおたかの希望者でほとんど埋まっているというのが現状でございます。この他のニーズはどこに行っているかという、やはり柏市、あるいは市内の幼稚園のところで消化をしています。

実はわれわれもまたここは難しいと思っているのは、この環境というのはいかにニーズがあるはずなのですけれども、それが現状では消化されていることを考えますと、事業者の皆さまからすると、南流山に今バスが殺到しているような現象が、こちらでも行われているのかなと考えられます。

その辺の環境を考えていった場合に、今、認定こども園の考え方は先ほど申し上げたとおり、既存の施設からの移行と、新設はご相談になってくるという限定でまず計画をしていますので、その分は現状維持というのはおかしいのですけれども、南流山で岡本委員が説明をしていただいた方法手段以外に、今のところは反映のしようがないかと思えます。

(柏女会長)

分かりました。それであればいいのですけれども、新設保育所というのが、マンションで200戸以上の整備については、保育所を設置する旨を定めているということです。株式会社立にする予定なので、株式会社は幼保連携型認定こども園にはなれないので、だから保育所だけにしたのかと思ったのです。そうではないですか。

(事務局)

そうではないです。

株式会社も当然手を挙げることは可能だと思います。今この要綱に基づいて整備する、そういう大型マンション等の施工主、施工事業者は、ほとんどは保育所を何とか確保しましょう、ただ、その事業主体は市に紹介してもらえませんかという案件が非常に多いです。

(柏女会長)

分かりました。ありがとうございました。
他はよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(相馬委員)

認定こども園の保育機能と幼稚園の機能の比率なのですけれども、それは認定こども園が、保育のニーズが多いから8割にするなどというふうに決められるのですか。

(柏女会長)

民間定員については、幼稚園のみ、つまり1号認定の定員については、これは県の私学審議会でその地域の状況を踏まえて、あまり供給過剰になってしまうと認可しないと思います。それは県のほうで決めてくる形になります。

(相馬委員)

認可の段階で決まってくるということですか。

(柏女会長)

はい。保育所については定員を決めるのは確か市長なのですね。

(事務局)

都道府県知事が認可の段階で、われわれが追加で確認という意味合いでもう1回追加で認定します。

(古宿委員)

私は宮園に住んでいるのですけれども、みやぞの保育園とみやぞの幼稚園が同じ敷地内にあって、園庭も一緒に使っているのです。あと、スクールバスも一緒に使っているようです。そこなら一番早くに新しい認定こども園に変わるのかと思っていたのですけれども、そこもそのままそれぞれ保育園と幼稚園になっているので、そういうなりにくい何かがあるのかなと思います。

(事務局)

実は学校法人と社会福祉法人と、運営主体が別です。スタートラインは同じような系列だったのですが、いろいろな事情がありまして今は別系列のものが運営をしているのです。従いまして、なかなかそれを1つの認定こども園へというのが、その両者をご理解いただかないと、物理的には可能であっても、普通、認定こども園への移行はやはり事業者サイドの意向が多いですから、その辺は十

分に行政も環境を説明してお話ししないと、なかなか汲み取ってもらえないというところでしょう。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。それでは、いただいたご意見を基に、教育・保育確保必要数についてはまた第2次案ということで、次回、数字をいただくという形にしたいと思います。皆さま方のほうでもあったら、また申し上げますけれども、今日のご意見、ご説明を踏まえて、またご意見があれば、事務局にメール、ファックス、電話等でぜひお寄せいただければと思います。

それでは、放課後児童クラブのほうに、学童クラブの量の見込みと確保方策に移りたいと思います。こちらもかなり深刻な状態ではないかと思えます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

《学童クラブの量の見込み及び確保方策についての説明》

(柏女会長)

ありがとうございました。

それでは、学童クラブの量の見込み及び確保必要数についての推計、計画基準案について、何かご意見、ご質問ございますか。南部、中部はものすごいですね。あんな例は見たことがないです。どうやって確保するのでしょうか。

(事務局)

補足をいたしますと、今、会長が言っていたとおり、これまでは学校の余裕教室、もしくは校庭内に戸建ての施設を造っています。この方法には限界があったのです。ただし、実際のニーズ量が上がっていきます。今、会長がおっしゃったとおり、どうやって整備をしていけばいいのかというのが最大の課題だと思います。絵は描いても実際の制度が追い付いていません。

そこにきまして、今回、通知が出まして、従来は学校の教室というのは非常に規制がありまして、なかなか学童クラブが不足していると言っても自由には活用できなかったのです。例えば、英語教室として特別教室と、こういう理由を言うのです。こういう教室は英語教室と位置づけたならば、1日に数時間しか使わない教室なのですが、そのまま学童には使えませんというルールだったのです。

ですから、ここを国がいろいろ考えて、昼間は当然そういう利用でいいのですが、その余白の時間、空いている時間を学童クラブとして使っていいですという大号令が出たのです。これが出たことによって、私どもが今ご説明した整備計画

というのは1段、2段、3段と、かなり具体化できるような環境が整ったと思います。

現に教育委員会でも協議を始めており、例えば今のニーズ量にどうしても供給量が追いつかないような小山小学校、ここには大きいランチルームという部屋があるのですけれども、この部屋が今回の通知によって学童クラブに活用できるとなっております。ここには整備が限界に来ているという実情があったわけですが、ここが活用できるのであれば、うまく時間帯を活用してお子さまを預かる環境が整います。これは私も学童クラブを担当しているセクションとしては大きな材料だと思います。

従いまして、南流山も同様に、これから校舎や何かがまだ増築をしていくわけですが、それだけで、その中にどうしても学童クラブも新整備をしていかなければいけません。ただ、それだけでは間に合わないだろうと、こういう環境です。そこで南流山小学校においても、そういう今言った特別教室を使いながら、学童の利用ニーズをそこで消化していく、こういう環境が国から発信されたことにより、今回、お示した計画はかなり具体化できるのではないかと、今のところは考えております。

ただ、もう1つ課題が実はあります。先ほど申し上げたとおり、今度保育所のほうは、この間、条例のご説明をしたとおり、標準の預かる時間帯と、短時間という設定になっています。短時間という設定は、パート職の皆さんも可能な限り保育所を利用してもらおうという環境なのです。ただ、このパート職は、いろんな関係がありますけれども、例えば4時ぐらいまでで仕事が上がってしまう、そういう環境になります。そうすると、そこのお子さんは、学校が3時までやっていて4時に自分が終わってしまえば1時間しか入らないわけですね。そうすると、いろいろ保育量の関係もありますし、なかなかこれまで学童の利用というのが、その辺が一番利用しづらかった制度となっております。

ただ、ここに夏休みに置きかえればやっぱりお子さんには預かる必要性がある。そうなってくると、学童に集まるキャパがない。こういうようなやりとりで小川委員が一生懸命やってくれている訳ですが、毎月、長期休暇になるとそういう実態がでてきます。この辺り今の通知を活用してなんとか一人でも多くのお子さんを吸収できるのではないかと。このような想定をしているというところでは、難しい計画になっておりますので、非常にわかりづらくて恐縮ではございますが、一点言わせていただきますと、40名の単位というのは、条例で柏女会長がいろいろ整備していただいた、国の方針ですけれども子ども達の一つの単位として指導員を配置する場合には40名の単位が必要。これは、流山市は40名という単位に選択したわけですが、整備計画を進めるにあたっては、当然40という単位を一つの境目にしませんとそこに携わる指導員に数に影響がでます。

ですから、単位は40ということで、整備を進めていく必要があります。こういう構成です。なんとかこれを、現実に具体化して、学童クラブを一人でも多く待機児童が発生しないように努めていくのがこれからの市の役割とっております。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございました。何かありますか。

(岡本委員)

学童クラブですけども、先ほども言った40人単位でありますよね。これは、他にも人数の選択肢はありますか。

(事務局：宮島部長)

基本的にはですね、学童クラブの場合には定員というものの別の一枠です。例えば、60名定員ですとか。それは、施設の規模が一人の児童数あたり1.65平米を確保しなければならない。こちらから定員数というものは割り出せます。

ただし、そこに配置する指導員は、これは、国の形になるわけですが、その配置基準というのは、今回の条例をもって新しく設定をされました。40人の枠の中で2人は置きなさい、さらに一人は、条例が示している、指導員の資格を有するとか、もう一人は補助員でいいなど。ただし40名を超えた場合には、また40名達するまでのグルーピングで指導員は2人以上配置するという考え方です。

ですから、定員が70名とかで変則的であって、40という単位で合致しないわけですが、場合によっては、70名を超えて保育所と同様に弾力的に入所することや面積要件を整えば簡単なルール、したがって、40掛ける2、80名くらいまではキャパとしてお預かりすることが可能となります。ただ、それ以上を預かる場合には、さらにまた2人を配置しなくてはならない。そういう基準の単位です。ですから、今後新しく整備していく中では、民間の事業者が参入することが想定されますので、その単位というものは、厳格に、その場合に制度の単位も40にしているのは、そういう背景がございます。

(岡本委員)

学童は小学生じゃないですか、小学生を預かるというのは、小学生にとってみれば、学校の延長みたいなので、そこにどなたか指導員を入れるということで、生活すると思えますけども、指導員の確保ができるのかなという心配があります。かなり、現状を言うと、乳児や幼児を預かるのと違って児童になってしまうと、指導員の言うことを聞かないことがあって、もしそこで何か事故とか事件が

起きた場合に、それだけ指導員にリスクがかかってしまうわけですね。その40人という単位が適正なのかを考えてしまうわけです。

ですから、今回文科省の利用教室の使い方の緩和ということで使えるようになってもそれだけの人数を預かることになると、それ以外の問題が生じるのではないかと思います。だから、要は教育的な配慮となると40人掛ける南流山は5単位だと、200人なので、どうなってしまうのかなと思います。預かる施設を作って、待っていていいものなのかなと、そういうことを思っています。

(事務局)

その通りだと思っています。

実は、従前の保育所の場合ですけれども、法律で最低基準という言い方をしていたのですが、そこは、一番必ず厳守しなければいけないという基準です。今回の40名に2人というのも最低基準という考え方です。従いまして、市の指定管理者の募集などはもう少し人数を狭めて、30人に2人とかですとか、そういうオーダーを出しています。

民設民営型の事業者になった場合にも、極力市の体制に近いものを要求することは根本的にあると思います。ただ、少なくとも40名に2人配置しなければ、それは市の方の指導監督の対象となります。ですから、40名に1人しかいなかった場合には、行政的に1人配置するような、指導ができるようにはします。あくまで、最低基準で、いろいろ議論もあると思いますが、規定化をせざるを得ないと思います。

(櫻庭委員)

学童の職員の事ですけれども、保育士を探すだけでも非常に困難な状況にしながら、学童の仕事は、平日は短い時間で、みんなが休みになる時にフルで働かなければならない。本当に大変なところを担う人の保証が何もない中で職員を確保するという事は、本当にできるのかなという所が、一番学童が必要だと思いつつも事業をやっていく側としては、手が出せないという思いについていっ駆られてしまって、今、先生が仰った様に子どもの安全の問題や生活の質を良くしてあげなければやはり、長時間、学校から帰ってきて学童は生活の場所でないかと私は思っていて、学校の先生から授業を教わるというのとは、違う雰囲気の中で子ども達が自由な時間になった時に、よりきめ細かく見ないと安全な確保が出来ないのではないかと思ったら、ただ人が2人いればいいとかっていうよりは、指導員としての専門性っていうものも問われるのではないかと思うと、ますます手が出せないという思いになってしまって、大変申し訳ないですけれども。その辺りはどの風に考えていますか。

(事務局)

国は、必ず都道府県もしくは、市町村が行った研修を受けるという条件を受けます。という条件を出しています。研修を受ければクリアできるのかといえば、そういう問題ではないです。ただ、少なからずとも必要最低限の知識はそこでは得られません。ただ、一番現場で苦勞されているのは、指定管理者の方なのかなと痛感しております。募集をしてもなかなか集まらない。我々が委託料をまげて人件費を賄えるようにしてもそれは、財源だけで可能になる環境ではないです。そういうことは、この学童クラブも充実というのには、背景としても、指導員が確保できるのかという大きな課題がたしかにあります。後は、安全性の問題です。非常にこれだけ必要性が叫ばれている中で我々もなんとかしないといけないと感じています。ただし、その課題というのは、認識した上で事業者の皆さん、あるいは指定管理者の皆さんときちんとタッグを組み合わせながら考え方を一つにして、望んでいかないといけない、お子さんの命に係ることですので、慎重に対応は、この計画に載せられないような部分も必要だと考えています。

(小川委員)

補足させていただいてもよろしいですか。たしかに学童の指導員という立場の人っていうのは、資格っていうのができればあった方がいいです。だけど、今現在そこまでの資格を持った人を集めるのもなかなか保育園・幼稚園に集まらないのに学童にきてくれるかって言ったらそうでもないです。ただ、資格というのは、保育園・幼稚園だけではなくて学校の先生とかそういうのも資格の中に入っているんで、そういう先生たち、ある程度子どもをわかった方を指導員として常勤として、雇入れるというのは可能です。今、現在小学校の先生であって常勤でいらっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、一番問題なのは、子どもに対してやろうっていう気持ちがあって、常勤でやりたいと思ってもやはり給料の面とかそういうところで低い設定になっていること、保育関係みんなそうですけども、そこをちゃんと保障してあげて生活できるまでのものを持っていかないと、長続きしないです。長続きしないってことは、子どもの環境を良くしようと思ってもいい環境が作れないということになってしまいます。もう一つは環境をつくるっていうところですけども、今、市の方もそれから協議会の方でも研修会を持っています。あとは、県とか国とかで研修会をいろんな所から、学童クラブに関しての研修会を行われています。そのところに指導員の研修に行かせます。それと私の場合は、やはり畑が保育ですので、そちらの方から指導員教育ということで、年に何回かの研修を行っています。やはり、子どもの安全を守る、子どもの成長を守るっていうのをやっていかないといけないのかなと思っています。

その中で学校の空き教室の話が出て来ましたが、子どもが安心できる。ほっとできる場所、そこを学童には必要です。そうすると、学校の空き教室、スペースがあるからそれでいいのかということになってきます。そこにはやはり、環境を整えてあげなければならないのに、昼間は学校の教室であり、午後になったら学童で、ここで遊びなさいって言ってもそれは違うと思います。ですので、空き教室の使い方ですね、前回の会議でも言わせていただきましたが、放課後子ども教室というのと、放課後児童クラブとうのをごっちゃにしてはいけないと思います。放課後子ども教室というものを持って、待機児童を減らしていく。パートさんの一時間、二時間のところであったら、放課後子ども教室というので、子どもを集める。働いていようが働いていまいが、子どもの場所を作ってあげること。それが、パートにでているお母さんたちというのは、1、2時間のところは学童を利用しなくて済みます。今、現在の学童の様子をみていると、5時までのお向かいの方って結構いらっしゃいます。だとすれば、五時以降、放課後子ども教室がなくなった後にまだ残った人、フルタイムで働いてらっしゃる方、東京まで出てらっしゃる方、そういう方のお子さんを預かってあげられる場所があれば、待機児童の数は自ずと減ってくるのかなと思っています。ただその環境を作るには、やはり今の学童指定管理をとってから3年の中でどこまで今、できたのかなっていうところはあります。ただ、預かっているのではなくて、子どもが成長する場所と考えた時に、私達はカリキュラムを持って、きちんとした子どもの場所をつくり、それから子どもの成長を保証できる場所っていうのを作っていかなければならない3年間やってきた中でまだ3年間っていうのでまだまだっていうのと、協議会、流山市全体の中で学童保育はどこまでレベルアップできるのかなと思ったときに、なかなか学童保育をやっている専門職がいないです。子どもに関する専門職がいないというのが一番のネックになっているのかなと思います。その学童保育、今はまだ、未知な世界をどのような形で、ちょっと話がずれますけど、学童保育って働く親のためのものだけではないのです。やはりどちらかという子どもが成長する場所であったり、子どもを預かる場所、子どもの居場所にしなくちゃならないってときに、親が預ける親のための場所でもあって、子ども世界を作る場所をやっていくためには、まだまだ学童の協議会で話し合わなきゃいけないこと、それから学童協議会でこういう形で流山の子どもたちを見守っていこうよ、携わっていかないといけないのかなとやっていかないといけないのかなと考えているところです。お答えになったかはわかりませんが、今、本当に未知なところで、一所懸命手探りでやらしていただいています。

(柏女会長)

ありがとうございます。人材確保策をぜひ、検討をしていただければと思いま

す。ぜひ計画の中にも、保育については、一部ありましたね、奨学金の返還免除とかね。そういう制度も流山市の独自の制度もあるようですので、また、皆さん方のお知恵を頂いて流山市の放課後児童クラブ職員をこれだけ採用していかなければならないと考えますと、事業者のこともそうですけれども、人材確保策がどうしてもかかせないものになると思います。それらも計画の中に、しっかりと計画の中に盛り込めれば盛り込んでいきたいなという風に改めてと思います。ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。では、次に地域子ども子育て支援事業についての策に移りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

《地域子ども子育て支援事業について説明》

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。何か、ご質問等がありますでしょうか。

(小川委員)

6番のファミリーサポートセンター(小学生)とありますけれども、ファミリーサポートセンターの方にもお伺いしたいのですが、小学生が使うファミリーサポートセンターをどういったところにニーズがあるのでしょうか。

(古宿委員)

小学生は塾の送り迎えが今一番でています。学童に迎えに行つて塾に行きます。または、家から子どもが学童に行けない子が家に居て、その家に迎えに行つて塾に行く、その辺が小学生に多いです。お休み時に、やっぱり学童に送っていく、学校がお休みの時は、学童は、子ども一人じゃいけないですよね。だから、夏休みとか冬休みは自宅から学童に送っていきます。あとは、病気で、休んでいる時も良くなったけれど、心配だからっていうので預かったりするときもあります。

(柏女会長)

他なにかありますか。

私から1点伺いたいのですが、ショートステイですが、流山市は晴香園と契約しているのですか。晴香園はここからどのくらいかかりますか。

(事務局)

15～30分くらい。

(柏女会長)

そうすると、そこが利用するのに不便だからといって、例えば、ファミサポの宿泊番を用意したり、制度を作ったりとか、そういうところまではないですか。

(事務局)

今のところは、それほど需要が高くはないと認識しています。ですから、おそらくこの5年間の中で大きく変動するという要因は、今のところ無いのではないかと考えています。

(柏女会長)

この間、横浜で事件があってシッターサイトの活用ってというのが、国の方でも行われていますけども、これは、こちらのヒアリングの調査結果の母子家庭のヒアリング結果でも、それは出ていなかったの、ショートステイの充実させることはないのですか。

(事務局)

利用される方が、ある程度固定化されているという、そういう傾向にあります。これは、どのような環境変化があるっていうのは、言語上ではちょっと読みづらいかないという、そういう制度でございます。

(柏女会長)

そうすると、ショートステイを利用される方は割と固定化されていらっしゃる方ですか。

(事務局)

ここ数年の経過を見ていると、そういう結果です。

(柏女会長)

そこに上手くつながれば、固定化される少数の方が上手くつながれば大丈夫ということですか。そうすると、広報も啓発をしっかりとやっていけば、いまのところいいと。わかりました。

(櫻庭委員)

地域子育て支援センターの現状では、私立保育園に併設されていることがほとんどだと思いますが、27年度に一ヶ所増えるということで、具体的には地域とかそういうのも踏まえているのでしょうか。

(事務局)

基本的には、15ヶ所というのは、常設型です。今、櫻庭委員が仰っていただいたように現実的には、私立の保育所に設置している。実は、南流山地区に数は偏っていて、今回、おおたかに1カ所設置をしていくという考え方です。そして、充実という言葉が贈呈いただいたのですが、実はいいますと、北部地域には、常設型が無いです。ここをどう露呈していくかという、常設型を一つ設けるといふ一つの手法ですが、なかなか児童福祉施設に位置していますので、制度の仕方もかなり複雑になっています。例えば、二方向への避難口がなければいけないですとか、そういう施設になるかと思えます。そこで充実という言葉は、例えばNPOの子育て支援を携わっていただいている皆様方に、出張型の公共施設等を使ったそういうような提供をタイアップして充実できないかな、環境としては今のような環境です。

(田中副会長)

今、南流山地区に集中しているっていう話がありましたが、子育て支援に関して一言言わなければならないのが、場所だけあっても、内容が伴っていないとか充実していないと人は入らないです。たしかに、何ヶ所かはあります。ありますが、広場みたいな自由に行っていいところに、行ってから電気が付くってところが結構あります。ですので、南流山地区で行けるところは、なかよし保育園はいけるのだけれども、曜日が年齢別になっているので、毎日どこかにいけるところが無いです。サウスキッズを利用している人が多かったが無くなってしまったので非常に不便になった人が多いです。意外に難民の人が多いです。子育て支援難民の方が多い。月に1回幼児や赤ちゃんが集まる会を行っていますが、最近30人くらい来ます。皆さん、結構行く所が無いというのを感じて、そういう声をよく聞きます。一応、やっちはいるみたいですが、ベビーマッサージとかそういう会がある時はいきますけど、ふらっと入った時に誰も来ていないとか、来てから電気がつくなどで、行くの止めようかなと思うのが実際です。

(事務局)

現実論として、この計画の中で整理をしていくのではなくて、現実論で対応していくべき内容かなと。それに関しては、子ども家庭課の方で、市で色んな

形で、お母さん恒例の協議会とか、先ほど子ども子育て支援センターの担当が毎月会議を行っています。ですからそういうような状況を頂いて真摯に受け止めてサービスの提供者に伝えることが可能かなと思っています。

もう一方では、教育保育施設のこれからの整備、学童の整備、この計画上では、実際には増やしていませんけれども、その推移をみながら、南流山地区であっても、ニーズに合わせた整備は必要なのかなと思っています。ただ、今の段階で、ここに何ヶ所っていうのは現状では想定はしていません。2年後あたりにもう1回見直しが必要なのかなと思います。これは、南流山だけではなく、全エリアです。

(柏女会長)

はい、活動実態の方もね。アプローチしていただきたいと思います。
他に、はいどうぞ。

(水落委員)

サービス業とかで、日曜日に働かなきゃいけないお母さんとかが今どこに預けているのかなと、保育園も日曜日って少ないのではないですか。

(事務局)

休日保育っていうのを提供しているところはあるのですが、実際には、現実的には非常に利用者が少ないのが状態です。必ずそのサービスを提供している保育園施設を、保育士1人でやるには行かないです。ですから保育士が常駐して1人の利用に対しても2人配置しなくてはならないです。そういう環境にあって、具体的な事例をなかなか申し上げられなのですけども、経営面からすると、採算が合わないようです。まったく利用者がいないというときもあります。非常にサービスの提供がしづらい分野です。ただ、そうは言っても、これからひとり親の保護者もいらっしゃいますし、あるいは、保護者の双方ともサービス業のみで見ると人がいないですとか、そういう実態を想定できるわけですから、新しく整備することを含めて、民間協議会とも相談する必要性があります。また、やり方によっては、幼稚園協会の方でも受入るときは、一時保育等、考え方を考えてやることも可能かなと思いますけども、そういう提供は、具体的に計画の中で整備するというのではなくて、また新たな角度で各事業所に相談していきたいなと考えております。

(柏女会長)

他いかがでしょう。

(田中副会長)

利用者支援事業については、議論する時間はありますか。

(事務局)

待機児童の解消ということで、市川市の方に視察に行きました。市川市では、2ヶ所で今年からやっているのですけれども、市川市子育てナビというのをやっています、流山市においても待機児童が多いというのがあります、来年度、市川市と同じような形で、幼稚園とか保育所のご案内とか子育て支援サービスとかを考えております。そこに従事する職員については、今後の検討になるとは思いますが、一応そういう形で一ヶ所整理したいと考えているところです。いろいろ考えてはいるのですけれども、スタートラインの内部の検討では、本庁の窓口になってしまうのではないかと考えてはいます。

(田中副会長)

どこに設置するかによって、来る人の質が変わると思います。何を求めてくるのか。市役所にくるというのは、それなりの質問を持ってくるので。

(事務局)

将来的にといいますが、我々の内部の中で議論しているのは、人口が増えていっている、おおたかの森や南流山には専門の職員がいないわけですから、そういうところに、配置すればかなり転入される方ですとか、その地域の人たちにもプラスになるとそういう内部で議論しているわけですが、申請の窓口が多いのは本庁です。ですから、そこからスタートしていこうかなと今の段階での考え方です。

皆さんの案が代理案として提示させていただいて最終的に計画書の形態になっていくわけですが、ただし、これは答申書というものを付けて、こういう形の計画が妥当だと考えます。文言は変わりますが、そういう行政に関しても答申になるわけです。行政サイドはそれを真摯に受け止めて、そこに少し加筆が入ったりするかもしれないですが、それを最終系にまとめ上げます。その間には、市民の皆様に対してパブリックコメントを行ったりしてご意見をいただきながら最終系にまとめあげます。何を申し上げたいのかということ、計画にそれはそこまで載せるようなものではないけども、答申の中で今後の計画以外で検討していただきたい課題とかそういうものは二重意見として列記することは可能です。ですから、今も言っている利用者支援事業に関しては、人口流動が多いところに設置するべきだと皆さんが協議した中で、答申書

の中に盛り込んでいくことは可能です。場合によっては、計画書の中に盛り込んでもいいです。ただ、具体的な数がここに入るかというところと少し難しい部分があります。プラスになるかどうかは最終調整をさせていただきたいと思えます。

ただ、前段で申し上げた例えば、教育・福祉施設みたいな、現在の環境や今後の方向性だって実数はこうですよと解説はしています。計画書もおおよそそういう過程は必要なのかなと思えます。ですから、下の実数に含まなくても課題の中にそういう一文をいれてみるとか、そういうことは可能なのかなと思えます。それは、次回に形態をお示しした中で、例えばこういうところに含めるというのは可能です。そういうお話をさせていただくことはできるのかなと思えます。そうやって絞り込んで頂ければ皆さんの意見で流山の子ども子育て支援の実施計画が出来たということに結び付くのかなと思えます。

(柏女会長)

はい。よろしいでしょうか。利用者支援事業については、今の話の中では特定型に行くってことですね。特定型で行くのか、基本型で行くのか、そこもいろいろ議論になるところですし、基本型で行くのであれば、地域子育て支援センターやNPO等々で実施をしていって、相談とか地域連携とかそういうことを視野に入れた利用者支援事業ってことも可能です。それらについては、また、一次案として出して頂きましたので、それらを踏まえまして次回、全体についての素案が出てくると思えますので、その中でご意見を頂戴いただければと思えます。

よろしいでしょうか。

(岡本委員)

意見としていいですか。今日、この数値をなかなか理解することは困難ですが、流山市が全国からみて人口増加の地域として、我々の地域として、増加するが為の数値を割り出したことが大変なことだと思います。しかもそれを実施に移すとすると、また、それに困難になって大変なことだなと実感です。人口増加っていうところは、考えようによっては、一つのチャンスと捉えて、人口増加に伴って施設をどんどん増やしていくという数値的にはそうなるのはいいのですが、そういうことではなくて、最終的な目的は、国が最終的な目的としているのは、少子化対策とかという所になってくると思うのですが、この施設を揃えて、流山市の人口が10年以降も増えるかというとなかなか難しい話ですよ。でも、出来たらそういう風にしていきたいという気持ちがあるわけですよ。例えば、結婚されているご夫婦のうち、男性の方が、子

どもを育てる可能性がある場合、保育園とか幼稚園とかそういったところで保育経験してもらおうとか、そういうことをしていくと、男性の意識が変わると子育てが大きく変わっていくと思います。ですから、10年先を見越した方策を人口が多い時、多くなっていく時に、流山市がその子ども・子育て会議の中だからなかなか難しいかと思えますけども、そういうのは別に何かをやっていかないとその先の人口増が見込めないと思えますし、この数値を追っていくと大変なことになっていくと今日の会議で感じた感想でございます。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。今の解説で次回出される素案の中には既存の事業で今事務局の方でご検討いただいて、この事業は伸ばす、この事業は変えるとか、そのようなことも精査された上で素案が出て来ますので、例えば、その中に今、岡本委員がまさに仰ったそういう事業を新たに作るべきじゃないかという意見をぜひ、次回に出して頂いてそれを基に事務局の方でまた作っていくような形となりますので、次回ぜひそういう意見を建設的なご意見をぜひ出して頂きたいです。ハードな意見ではなくてソフトな意見がとっても大事だと思いますので、宜しくお願いします。

それから今、部長さんが仰った様にこの会は計画を作る原案を答申するようにならされておりますので、諮問を受けておりますので、答申を行います。答申を行うときに答申だけではなく、先ほど付帯意見と仰いましたけれども、この部分については、こんな風にして欲しい、こういう考えも大事だと思うというようなことを委員の意見として出していくことは可能です。それから委員がそれぞれコメントを付けて、委員のコメント集として、計画の本体とは別ですけどもそれらを出していくことは可能ですので、そうしたことも含めて次回以降ご検討いただければと思います。

それでは、最後ですけれども、ヒアリングの調査結果が皆様方のところにも送られてきたかと思えますけれども、特にこれは今日の議題ではありませんから、それでは、委員の方少数派の方々のご意見でこれを丁寧に拾った上で施策にかけていくというのは、とても大事な事だと思いますので、ぜひお読み頂いて、次回、事業が上がってまいりますので、その時にこういう事業が大事なのではないかとこの事業、このニーズに応えるこういうサービスが大事なのではないかと意見をぜひたくさん出して頂ければと思います。よろしくお願い致します。これについてのご質問とかはありますか。それでは、ぜひこれはじっくりお読みに頂いた上で次回に臨んで頂ければと思います。

それでは、事務局の方から今後について連絡をお願い致します。

(事務局)

次回の会議の報告になります。日程が9月22日月曜日、午前10時を予定しております。予定の議題としましては、本日頂いた意見を踏まえまして各事業の量の見込み及び確保策について調整をさせていただきます。もうひとつは、事業計画に記載する任意記載事項および次世代育成支援行動計画から継続する事業、修正する事業、廃止する事業につきまして、整理した上で新たな子育て支援事業計画についても審議していただきたいと思えます。

以上です。

(柏女会長)

藪本委員が欠席ですが、皆さん方が今日ご理解いただけるのであれば、9時半にさせていただければ助かります。恐縮ですが、9時半に変えていただくと助かります。

今日はこれで閉会します。ありがとうございました。

(事務局)

本日の会議で何かありましたら9月5日までをお願いします。
ありがとうございました。